

# 定 款

(名称)

第1条 本社団は SOMESTATION (読み:サムステーション) という。

(事務所)

第2条 本社団の事務所は(某所)に置く。

(目的)

第3条 営利を目的としないで、アマチュア無線の健全な発展を図り、会員相互の友好を増進し、あわせて無線科学の向上と発展に貢献することにある。

(事業)

第4条 上記目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) アマチュア無線の調査研究
- (2) 無線機及び周辺機器の試作開発
- (3) アマチュア局の設置と運用
- (4) 技術者および無線従事者の育成
- (5) その他、本団体の目的達成に必要な事業

(会員の種類と資格)

第5条 本社団の会員は正員と准員の 2 種類とする。

- (1) 正員 アマチュア局の無線設備の操作を行うことができる無線従事者の資格を有するもの。(施行規則第 34 条第 8 項に規定するものを含む。)
- (2) 准員 前項の資格者以外のもので本社団の活動に参加することを希望する者

(会員の資格と喪失)

第6条 会員は、次の場合に資格を失う。

- (1) 会費の滞納
- (2) 死亡
- (3) 電波法令に違反し、罰則の適用を受けたとき

(会員の権利)

第7条 本社団の会員は次の権利を有する。

- (1) 本社団が保有するアマチュア局その他の設備を利用すること
- (2) 本社団が保有する技術情報を利用し、研究開発した成果を本社団と開発者の連名により情報を開示すること（ただし、関連機関より情報開示を控える旨の要請がある場合はこの限りではない）
- (3) 准員は、正員より無線従事者免許取得のための教育指導を受けること
- (4) 正員は、総会において決議権行使すること
- (5) 准員は、総会において意見を述べること

(会費)

第8条 会員は、次の会費を納入しなければならない。

- (1) 入会費、会費 別途定める方法
- (2) 納入方法 別途定める方法

第9条 会員のうち、当該年度において学生である者はそれを証明する書面を提出することにより次のとおり免除、減額とする。

- (1) 入会金についてはこれを免除し、追徴しない。
- (2) 会費についてはこれを半額とする。

第10条 前条の学生が学生資格を有しなくなった場合は次年度より従来の会費を徴収する。

(役員)

第11条 本社団に次の役員をおく。

- (1) 理事 5名以内
- (2) 会計 1名以内
- (3) 監事 2名以内

(役員の選出)

第12条 役員を次の通り選任する。

- (1) 理事、会計及び監事は正員の中から選任する。
- (2) 会長は理事の中から選出する。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の業務)

第14条 各役員は次の業務を行う。

- (1) 会長は、本社団を代表し、業務を掌理統括する
- (2) 理事は、会長を補佐し本社団の業務を執行する
- (3) 会計は、本社団の資産を管理し収支を記録する。
- (4) 監事は、会計及び理事の職務を監査する。

第15条 理事と会計についてはやむを得ない理由がある場合は兼務することができる。

(理事会)

第16条 理事會は会長が招集し、本社団の業務の執行に必要な事項を決める。

(総会)

第17条 総会は通常総会と臨時総会とする。

- (1) 通常総会は、毎年1回会長が招集する。
- (2) 臨時総会は、理事会または正員2分の1以上から理由を付して要求があったとき開催する。

(議決方法)

第18条 総会、理事会の決議は、出席者の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の

決するところによる。

(総会の議事)

第19条 総会に付議する事項は、次とおりとする。

- (1) 事業計画、予算、決算
- (2) 定款の変更
- (3) 会費、重要な財産の得喪、変更
- (4) 解散

(資産)

第20条 本社団の資産は、設立当初の寄付財産、会費、寄付金、委託費、その他の収入とする。

(事業及び会計年度)

第21条 本社団の事業及び会計年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(届出)

第22条 次の変更が生じた場合、会長は関連機関の長に対して届出をする。

- (1) 構成員(正員)に変更があったときは、すみやかに総務通信局長に届出る
- (2) この定款または理事について変更しようとするときは、あらかじめ総務通信局長に届出る
- (3) 何らかの変更が生じた場合は、当社団が登録している関係機関の長に対して変更連絡を届出る